

# 横浜市街区基準点等管理保全要綱

制 定 平成19年11月28日

最終改正 令和6年3月15日

## (目的)

第1条 この要綱は、国土調査法（昭和26年法律第180号）及び測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき国土交通省が設置し横浜市が管理する街区基準点（以下「街区基準点」という。）及び地籍基本調査基準点（以下「基本調査基準点」という。）の一般的取扱い及び管理保全等に関して必要な事項を定め、その適正な利用を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において街区基準点とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 街区三角点（公共基準点2級相当）
- (2) 街区多角点（公共基準点3級相当）

2 この要綱において基本調査基準点とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 基本三角点（公共基準点2級相当）
- (2) 基本多角点（公共基準点3級相当）

3 この要綱において測量成果とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 街区基準点成果簿
- (2) 基本調査基準点成果簿
- (3) 街区基準点網図
- (4) 基本調査基準点網図

4 この要綱において測量記録とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 街区基準点 点の記
- (2) 基本調査基準点 点の記

5 この要綱において測量標とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 街区基準点測量標
- (2) 基本調査基準点測量標

## (管理の主体)

第3条 街区基準点及び基本調査基準点の管理保全の主管課は、みどり環境局総務部地籍調査課とする。

## (使用手続)

第4条 公共測量として国土地理院の長の助言を得た測量成果の使用については、測量法第44条の規定に基づき使用承認を行う。ただし、測地成果2000での街区基準点の測量成果については、測量法第44条第2項第2号の規定に該当するため、使用承認の対象としないものとする。

2 測量成果を使用する者は、あらかじめ「街区基準点・基本調査基準点測量成果使用申請書」（第1号様式）を市長に提出し、「街区基準点・基本調査基準点測量成果使用承認書」（第2号様式）により承認を受けるものとする。また、これにより新たな成果を得た者は、横浜市が必要と判断した場合、その写しを提出しなければならない。

（閲覧）

第5条 街区基準点及び基本調査基準点の測量成果及び測量記録は地籍調査課において閲覧に供する。

（測量標の撤去）

第6条 工事施行者（横浜市所管の工事及び土地所有者等の行う工事を除く）が、街区基準点の測量標を撤去する必要がある場合には、あらかじめ「街区基準点撤去承認申請書」（第3号様式）を市長に提出し、「街区基準点撤去承認書」（第4号様式）によりその承認を受けなければならない。

2 工事施行者は、横浜市所管の工事にあつては、「街区基準点撤去協議書」（第5号様式）を地籍調査課長に提出して協議を行い、「街区基準点撤去回答書」（第6号様式）によりその回答を得なければならない。

3 工事施行者は、第3号様式又は第5号様式に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 位置図、平面図（掘削位置と街区基準点の位置関係を明示したもの）

(2) 写真（街区基準点及びその周辺が確認できるもの）

4 土地所有者等の都合により街区基準点の測量標を撤去する必要がある場合は、土地所有者等は、「街区基準点撤去請求書」（第7号様式）を市長に提出するものとする。

（測量標の移転）

第7条 基本調査基準点の測量標のき損その他その効用を害するおそれがある行為をしようとする者は、あらかじめ「基本調査基準点移転請求書」（第8号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の請求に理由があると認める場合において、市長は、「基本調査基準点移転回答書」（第9号様式）により移転を請求した者に対して、その措置を示すものとする。

（廃止）

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は当該街区基準点及び基本調査基準点を廃止することができるものとする。

(1) 既に滅失している場合で復元しない場合

(2) 移転する場合

(3) 工事等により、撤去した場合で復元しない場合

(4) 所期の精度が期待できない等の理由により、使用に支障があると判断した場合

(5) その他特段の事情がある場合

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、街区基準点及び基本調査基準点の管理保全に関し必要な事項は、みどり環境局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行日以前に、改正前の要綱（以下「前要綱」という。）第5条第1項の規定に基づく「横浜市街区基準点付近での工事施行届出書」を市長（横浜市所管の工事にあつては地籍調査課長）に提出した者については、前要綱同条第3項の規定に基づく「横浜市街区基準点付近での工事しゅん工報告書」を提出するまでは、前要綱の規定を適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。